

昭和三十一年労働省令第十七号

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則

労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第百二十六号)を実施するため、及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令(昭和三十一年政令第百四十八号)の規定に基づき、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則を次のように定める。

(関係労働者及び関係事業主を代表する者の名称)

第一条 労働保険審査官及び労働保険審査会法(以下「法」という。)第五条の規定により指名された者の名称は、労働者災害補償保険制度の關係労働者又は關係事業主を代表する者は労働者災害補償保険審査参与とし、雇用保険制度の關係労働者又は關係事業主を代表する者は雇用保険審査参与とし、それぞれ当該都道府県の名を冠する。

2 法第三十六条の規定により指名された者の名称は、労働保険審査会参与とする。

(審査請求書又は再審査請求書)

第二条 労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令(以下「令」という。)第四条に規定する審査請求書の様式は、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三十八条第一項の規定による審査請求の場合にあつては様式第一号とし、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十九条第一項の規定による審査請求の場合にあつては様式第二号とする。

2 令第二十四条に規定する再審査請求書の様式は、労働者災害補償保険法第三十八条第一項の規定による再審査請求の場合にあつては様式第三号とし、雇用保険法第六十九条第一項の規定による再審査請求の場合にあつては様式第四号とする。

(審理のための処分申立書)

第三条 令第十三条第二項又は第三十条第一項に規定する審理のための処分申立書の様式は、様式第五号とする。

(証票)

第四条 法第十五条第三項の規定により労働者災害補償保険審査官又は雇用保険審査官が携帯すべき証票の様式は、様式第六号又は様式第七号とする。

2 法第四十六条第三項の規定により審査員が携帯すべき証票の様式は、様式第八号とする。

(電磁的記録に記録された事項の表示方法)

第四条の二 法第十六条の三第一項(法第五十条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による電磁的記録に記録された事項の表示は、紙面又は出力装置の映像面に表示する方法によつて行うものとする。

(費用の弁償)

第五条 令第十四条第一項(令第三十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、法第四十六条第一項第一号若しくは第二項又は法第四十六条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を求められた審査請求人、再審査請求人又は代理人に対して支給する旅費の額は、鉄道賃、船賃、車賃及び宿泊料(以下この項において「鉄道賃等」という。)にあつては実費額とし、日当にあつては一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)(以下「行政職俸給表(一)」)という。)

(二)の職務にある者が国家公務員等の旅費に關する法律(昭和二十五年法律第百四十四号)以下「旅費法」という。)の規定に基づいて受ける額と同一とする。

ただし、鉄道賃等の実費額が旅費法の規定に基づいて受ける額を超えるときは、鉄道賃等の額は、当該旅費法の規定に基づいて受ける額と同一とする。

2 令第十四条第一項(令第三十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、法第四十六条第一項第一号若しくは第二項又は法第四十六条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を求められた参考人又は法第十五条第一項第三号若しくは法第四十六条第一項第三号の鑑定人に対して支給する旅費の額は、行政職俸給表(一)の二級の職務にある者が旅費法の規定に基づいて受ける鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料の額と同一とする。

3 令第十四条第三項(令第三十三条第一項において準用する場合を含む。)に規定する鑑定人に対して支給する鑑定料の額は、鑑定料の難易の程度その他の事情を勘案して、労働者災害補償保険法第三十八条第一項の規定による審査請求の場合にあつては当該労働者災害補償保険審査官が、雇用保険法第六十九条第一項の規定による審査請求の場合にあつては当該雇用保険審査官が、再審査請求の場合にあつては労働保険審査会(以下「審査会」という。)が、それぞれ、定める額とする。

4 費用の弁償は、労働者災害補償保険法第三十条第一項又は雇用保険法第六十九条第一項の規定による審査請求の場合にあつては当該労働者災害補償保険審査官又は当該雇用保険審査官の置かれていた都道府県労働局長が、再審査請求の場合にあつては厚生労働省大臣官房会計課長が、それぞれ、支給するものとする。

(収入印紙を貼付するための書面)

第五条の二 令第十四条の五第二項(令第三十三条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定める書面は、様式第五号の二とする。

(送付に要する費用の納付方法)

第五条の三 令第十四条の七(令第三十三条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票で納付する方法

二 情報通信技術を活用した行政の推進等に關する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第十六条の三第一項(法第五十条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による交付の求めをした場合において、当該求めにより得られた納付情報により納付する方法

(手続の受継のための文書)

第六条 令第十五条第一項(令第三十三条第一項において準用する場合を含む。)に規定する手続の受継のための文書の様式は、様式第九号とする。

第七条 削除

(決定又は裁決の更正の申立書)

第八条 令第十八条第二項(令第三十三条第一項において準用する場合を含む。)に規定する決定又は裁決の更正の申立書の様式は、様式第十号とする。

(参加の申立書)

第九条 令第二十六条に規定する参加の申立書の様式は、様式第十一号とする。

(審理の非公開の申立書)

第十条 令第二十八条の審理の非公開の申立ての文書の様式は、様式第十二号とする。

(映像等の送受信による通話の方法による審理)

第十条の二 審査会は、審理を行う場合において、再審査請求人が遠隔の地に居住しているときその他審査会が相当と認めるときは、隔地者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、審理を行うことができる。

2 前項に規定する方法により審理を行う場合には、当事者又はその代理人の意見を聴いて、当事者又はその代理人を当該審理に必要な装置の設置された場所であつて審査会が相当と認める場所に出頭させてこれを行う。

3 第一項に規定する方法により審理を行う場合には、文書の写しを送信してこれを提示することその他の審理の実施に必要な処置を行うため、ファクシミリを利用することができる。

4 第一項に規定する方法により審理を行ったときは、その旨及び当事者又はその代理人が出頭した場所を調査に記載しなければならない。

(調査の閲覧)

第十一条 法第四十七条第二項の規定により調査を閲覧する者は、審査会に、次に掲げる事項を記載した様式第十三号による文書を提出し、又はこれらの事項を陳述しなければならない。

一 事件の表示

二 閲覧請求の理由

三 閲覧請求の年月日

四 閲覧請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

2 前項の規定により調査を閲覧する者は、前項に規定するもののほか、場所、時間その他閲覧に關し審査会の定めるところにより、閲覧しなければならない。

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 労働者災害補償保険審査官及び労働者災害補償保険審査会に係る証拠調の費用の支払及び審査のために要した費用の弁償に關する省令(昭和二十七年労働省令第二十九号)は、廃止する。

附則 (昭和三五年六月一日労働省令第一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三五年七月一日労働省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三七年四月三〇日労働省令第一一七号)

この省令は、昭和三十七年五月一日から施行する。

附則 (昭和三十七年五月一日労働省令第一一七号)

この省令は、昭和三十七年五月一日から施行する。



附則（平成二十八年二月二五日厚生労働省令第二五号）抄

（施行期日）

1 この省令は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にある第五条の規定による改正前の労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則様式第一号、様式第二号、様式第三号、様式第四号、様式第五号、様式第九号、様式第十号、様式第十一号、様式第十二号及び様式第十三号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和元年五月七日厚生労働省令第一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和元年二月一三日厚生労働省令第八〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附則（令和二年二月二五日厚生労働省令第二〇七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用するすることができる。

様式第一号（第二条関係）

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則様式第一号（第二条関係）

様式第二号（第二条関係）

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則様式第二号（第二条関係）

様式第三号（第二条関係）

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則様式第三号（第二条関係）



様式第七号（第四条関係）

労働保険審査会委員記帳簿

第 号

令和 年 月 日交付

厚生労働省印

労働保険審査会委員

氏 名

名

（様式）

（機密）

第六十八、五十七、五十九号

（注）

労働保険審査会委員記帳簿は、審査を行つた必要限度において、審査請求人若しくは第三十条の規定により通知を受けた者の同意により又は随時、次の各号に掲げる処分を、四、事件に關係のある事務所その他の場所に入り、審査主任、従業者その他の関係者に面し、又は帳簿、書類を閲覧し、他の関係者に、前項第二号又は第三号の処分を委託することができる。

二 審査主任、従業者その他の関係者若しくはその代理人若しくは委託を受けた者は、これを指示しなければならない。

三 審査主任、従業者その他の関係者若しくはその代理人若しくは委託を受けた者は、第五号第二項第四号若しくは第五号第四号の処分若しくは第五号第五号の処分を行つてはならない。ただし、審査主任若しくは審査請求の本職における審査請求期間若しくは審査請求の再項審査請求の手続における当事者は、この限りでない。

様式第八号（第四条関係）

労働保険審査会委員記帳簿

第 号

令和 年 月 日交付

厚生労働省印

労働保険審査会委員

氏 名

名

（様式）

（機密）

第六十八、五十七、五十九号

（注）

労働保険審査会委員記帳簿は、審査を行つた必要限度において、審査者若しくは第三十条の規定により署名された者の同意により又は随時、次の各号に掲げる処分を、四、事件に關係のある事務所その他の場所に入り、審査主任、従業者その他の関係者に面し、又は帳簿、書類を閲覧し、他の関係者に、前項第二号又は第三号の処分を委託することができる。

二 審査主任、従業者その他の関係者若しくはその代理人若しくは委託を受けた者は、これを指示しなければならない。

三 審査主任、従業者その他の関係者若しくはその代理人若しくは委託を受けた者は、第五号第二項第四号若しくは第五号第四号の処分若しくは第五号第五号の処分を行つてはならない。ただし、審査主任若しくは審査請求の本職における審査請求期間若しくは審査請求の再項審査請求の手続における当事者は、この限りでない。

様式第九号（第六条関係）

労働保険審査会委員記帳簿

第 号

令和 年 月 日交付

厚生労働省印

労働保険審査会委員

氏 名

名

（様式）

（機密）

第六十八、五十七、五十九号

（注）

労働保険審査会委員記帳簿は、審査を行つた必要限度において、審査者若しくは第三十条の規定により署名された者の同意により又は随時、次の各号に掲げる処分を、四、事件に關係のある事務所その他の場所に入り、審査主任、従業者その他の関係者に面し、又は帳簿、書類を閲覧し、他の関係者に、前項第二号又は第三号の処分を委託することができる。

二 審査主任、従業者その他の関係者若しくはその代理人若しくは委託を受けた者は、これを指示しなければならない。

三 審査主任、従業者その他の関係者若しくはその代理人若しくは委託を受けた者は、第五号第二項第四号若しくは第五号第四号の処分若しくは第五号第五号の処分を行つてはならない。ただし、審査主任若しくは審査請求の本職における審査請求期間若しくは審査請求の再項審査請求の手続における当事者は、この限りでない。

様式第十号（第八条関係）

労働保険審査会委員記帳簿

第 号

令和 年 月 日交付

厚生労働省印

労働保険審査会委員

氏 名

名

（様式）

（機密）

第六十八、五十七、五十九号

（注）

労働保険審査会委員記帳簿は、審査を行つた必要限度において、審査者若しくは第三十条の規定により署名された者の同意により又は随時、次の各号に掲げる処分を、四、事件に關係のある事務所その他の場所に入り、審査主任、従業者その他の関係者に面し、又は帳簿、書類を閲覧し、他の関係者に、前項第二号又は第三号の処分を委託することができる。

二 審査主任、従業者その他の関係者若しくはその代理人若しくは委託を受けた者は、これを指示しなければならない。

三 審査主任、従業者その他の関係者若しくはその代理人若しくは委託を受けた者は、第五号第二項第四号若しくは第五号第四号の処分若しくは第五号第五号の処分を行つてはならない。ただし、審査主任若しくは審査請求の本職における審査請求期間若しくは審査請求の再項審査請求の手続における当事者は、この限りでない。

